

我孫子市学校給食費負担軽減等補助金交付要綱の一部を改正する告示

我孫子市学校給食費負担軽減等補助金交付要綱（令和4年告示第165号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="264 607 368 645">附 則</p> <p data-bbox="161 667 368 705">1 及び 2 略</p> <p data-bbox="193 728 786 824"><u>（令和6年1月分から同年3月分までの補助金の額の特例）</u></p> <p data-bbox="161 846 786 1120">3 <u>令和6年1月分から同年3月分までの補助金の額に係る別表の規定の適用については、同表中「40円」とあるのは「58円」と、「48円」とあるのは「95円」とする。</u></p>	<p data-bbox="906 607 1010 645">附 則</p> <p data-bbox="802 667 1010 705">1 及び 2 略</p>

附 則

この告示は、公示の日から施行する。